

ご寄付いただいた方へ（申告により税の控除がうけられます）

いただいた寄付金（寄付金額 2,000 円以上の場合）は、個人の場合、翌年 3 月 15 日までに確定申告をすることによって寄付金額控除を受けることができます。

これまでの「所得税控除」に加え、平成 23 年度の税制改正により「所得控除」と「税額控除」を寄付者が選択できるようになりました。

「税額控除」を選択することにより、小額の寄付でも減税効果が高まるので、ご寄付いただきました方には是非ご活用頂きたいと思います。

確定申告に必要な書類

- (1) 確定申告書※税務署又は国税庁 Web サイトで作成可
- (2) お勤め先の源泉徴収票 など
- (3) 特別な控除の対象者であることを証明する書類
 - ・ 中津市社会福祉協議会及びその他非営利団体 発行の「領収書」
 - ・ 税額対象法人である証明の写し（税額控除の場合のみ。下の写しが証明書になります）

領収書の再発行はしませんので、領収書とこの用紙は確定申告まで大切に保管して下さい。

社会福祉法人 中津市社会福祉協議会

(様式 4)

中福政第 500 号
令和 5 年 6 月 30 日

社会福祉法人 中津市社会福祉協議会
会長 白井 辰彦 様

中津市長 奥塚 正典



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和 5 年 7 月 1 日 から 令和 10 年 6 月 30 日 まで